

令和3年度第1回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会 会議結果概要

開催日時	令和4年1月19日(水)13時30分から14時30分
開催場所	鎌倉市福祉センター 福祉団体活動室
出席者	<p>[委員] ○7名出席(欠席者3名)</p> <p>[事務局] ○5名出席(欠席者1名) 以上12名出席</p> <p>「鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿」を参照</p> <p>[傍聴者] なし</p>
配布資料	<p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿 ・鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱 ・令和2年度第1回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会会議結果概要 ・(資料1)鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例 ・(資料2)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 ・(資料3)当事者委員からの情報提供 ・アンケート・感想用紙
会議概要	<p>1 開会 (障害福祉課課長)挨拶 (事務局)会議の成立、配布資料の確認。 (各委員)自己紹介 (事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉市審議会等に関する指針」に基づき、個人情報を含む審議、意見交換、懇談等を行うときは、非公開とする。今回の協議会では、議題3のみ個人情報が含まれるため、非公開とする旨を説明。 ・令和2年度第1回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会会議結果概要の確定とHPへの掲載について報告。 ・協議会設置要項第4条2項の規定により、会長及び副会長が全委員の賛成によって選出された。 <p>2 議題 (1)鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例の制定について 事務局より、(資料1)鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段につい</p>

<p>会議概要 (続き)</p>	<p>ての選択の機会の確保に関する条例に基づき説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の協議会で委員の皆さまからご意見をいただき、鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例を、令和3年7月8日に制定した。条例の制定に伴い、政策推進のための必要な取組の実施に努める。 <p>(2)障害者差別解消法の改正について</p> <p>事務局より、(資料2)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要に基づき説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月に改正された障害者差別解消法の概要について報告。これまで努力義務とされてきた民間事業者による合理的配慮が義務化された。また国や地方公共団体の責務についても追加され、支援措置の強化を図っていく内容となっている。 ・これを踏まえ、市民や民間事業者等の差別解消への取り組みについて、さらなる促進を図って行くとともに、社会的障壁の除去が促進されるよう働きかけを行い、市としても障害者差別の解消に引き続き取り組む。 <p>3 意見交換</p> <p>委員から情報提供(非公開)を受けて意見交換が行われた。</p> <p>(委員からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会などで資料として事例を紹介するなど、いろいろな所で発表していくと良いのではないか。 ・特にコミュニケーション面で障害がある知的障害の方は、発信力の面でハードルがあり、関わる人が少ない中で生きている。一人一人困っていることは違うが、それを理解し、差別から少しずつ距離を離していく環境作りが大事だと感じている。どうやったら一緒に参加出来るか皆で考えるというフィールドは、周囲の方も一緒に楽しめる。実際に体験しないと言葉ではなかなか通じない。例えば障害のある小学生のお子様が希望して学童に通うケースがあるが、対応しきれず福祉サービスにつなげるケースが多い。親御様がそれを希望し、ご本人が安心すれば、その時のベストな選択になるが、一義的な選択肢として勧められてしまう場合は、私たち皆が立ち止まって考えなければならない。教育の関係でインクルーシブもあるが、日々差別を実感していなくても、結構引き離されてしまう、当たり前が遠のいてしまうことはよくあると感じる。 ・格安航空の例で無理矢理階段を上って行くのをテレビで観たが、企業が経済的負担をどこまで出来るかということだ。ところがテレビに出ると経済的負担より、マイナス効果の方が大きいということで改善されていく。企業である以上は経済的なバランスがあり、採算が取れないという理由で受け入れられない場合もある。現実と個々の希望との間のギャップをどういうふうに捉えるかと言う事が大事で、希望したから全部叶えられるという方向にはならないと思う。民間企業の経済負担を考えると無理矢理やれという事は国は言えない。自治体ならば義務で行ってきた。大船から江ノ島のモノレールの駅の殆どがバリアフリーなのに、深沢だけは乗降客が多いのにいまだにエレベーターが無い。市役所が移転するという判断をしながら変えてない。今日のテーマが法律の問題なのか、現実を見る
----------------------	--

<p>会議概要 (続き)</p>	<p>話なのかがはっきりしていないと結論は出せないと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲でそのギャップをどういうふうに埋めるかだと思う。どういう方法がその方にとって情報の取得としていいのかというのは人それぞれ違うから、一律エレベーターを付ければ解決だとか、点字化すれば解決だとかいう問題ではなく、コミュニケーションを取って工夫していくことを障害当事者の方から教わっている。 ・横浜市役所の動きを見ていると、例えば地下鉄、みなとみらいの地下鉄のところの、馬車道のところの地下二階から地下一階それから一階に上がるところでベルを押すと説明のようなものが聞ける。点字より音声で伝える設備をつくっている。そういう意味では一步一步動いているのだと感じる。鎌倉市もお願いしたい。 ・まずは法律を整備していくことが一番大事だと思う。それによって運に左右されなくなっていくのではないか。本当は法律が増えなくても優しい人たちであふれれば法律なんかいらぬ。でも現実ではそうもいかないから法律があって、同時に優しい人たちを増やす事は大事なので、コミュニケーションが必要だ。 <p>4 その他 (事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の協議会は来年 4 月以降開催予定。後日日程調整をさせていただく。 <p style="text-align: right;">以上</p>
----------------------	---